



会員募集!!

本連合会は、相互扶助の精神に基づき会員間の密接な連携のもとに連携意識ならびに商業道義への高揚を期し、団結を強化して経済環境の変化に対応し得る商業の近代化、振興を図るとともにあわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的として組織されました。

本パンフレットに記載した諸事業の他に、毎年、会員各地域の現状を踏まえて千葉県との意見交換会等を県内商業四団体と合同で実施する他、会員を対象とした視察（県外含む）の開催等、様々な活動しております。地域経済を活性化させるためには、行政や各地域の商店街団体と連携強化を図り、千葉県が一体となる必要があります。数多くの会員が横の繋がりを持ち、互いに経済的地位の向上を図るとともに、より良いまちづくりに寄与するため、数多くの会員を募集しております。

◎お問い合わせは、

千葉県商店街連合会 事務局

(千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部内)

TEL.043-306-3284

FAX.043-277-0566

e-mail : inaba@chuokai-chiba.or.jp

どんなご相談でもお気軽にお問い合わせください。
日程を調整して訪問することも可能です。

令和2年度
指導事業

千葉県商店街連合会

事業案内



〈 千葉県中小企業団体中央会内 〉

千葉県商店街連合会とは!?

会員間の密接な連携のもと、団結を強化して経済環境の変化に対応し得る商業の近代化、振興を図るとともに、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的として組織されています。
千葉県内にある各市町村の商店会連合会等が会員となり組織されており、千葉県商業振興施策の補助金を活用して各事業を実施しております。商店街や事業者の悩みを解決するための事業を揃えており、県内の商業が活性化するために活動しております。

法人化促進事業

商店街や中小事業者が直面している課題の解決を図ります

アドバイザー派遣事業とは?

商店街・個店等に対し、専門家を派遣し、その活動についての指導及び助言を行います。

■ 支援対象

千葉県内の商店街及びこれらの会員企業、中小事業者。

■ 支援方法

商店街等が直面している課題の解決を図るため、本連合会が委嘱した専門家を商店街等の依頼に基づいて派遣し、必要な指導支援を行います。

(相談内容や予算の執行状況等により、事業実施の可否について検討させていただく場合がございますので、事前に本連合会までご相談ください。)

■ 対象となる支援内容例

- ① 商店街運営及び共同事業における各種相談
- ② 施策活用の相談
- ③ HP作成・リニューアルのアドバイス
- ④ 個店臨店指導
- ⑤ 各種イベントの事例紹介及び講習
- ⑥ IT活用の相談・指導
- ⑦ 商店会の法人化支援
- ⑧ POP作成講座
- ⑨ 接客講座
- ⑩ その他商店街事業全般
- ⑪ その他経営管理全般 等

※専門家謝金・旅費の経費は本連合会が負担します。

■ 委嘱する専門家 (本連合会が委嘱している専門家のみ可能)

- ① 弁護士
- ② 中小企業診断士
- ③ 商業デザイナー
- ④ 経営コンサルタント
- ⑤ 社会保険労務士
- ⑥ システムエンジニア
- ⑦ 管理栄養士
- ⑧ 学識経験者 等

法人化促進事業

商店街の法人化に関する疑問や課題の解決を図ります

法人化促進事業とは?

任意の商店街団体・事業者グループ等に対し、専門家を派遣し、法人化にするメリットとデメリットについてセミナー・講演を行います。

■ 支援対象

千葉県内の任意商店街団体及び事業者グループ。

■ 支援方法

商店街等が直面している組織力や吸引力を向上させるため、商店街等に専門家を派遣し法人化への必要な手続きや先進事例について講演します。

(相談内容や予算の執行状況等により、事業実施の可否について検討させていただく場合がございますので、事前に本連合会までご相談ください。)

■ 対象となるテーマ・内容例

- ① 任意商店街の法人化について
- ② 任意の商業グループ等の法人化について
- ③ 法人化されている商店街の先進事例について
- ④ 商店街振興組合・事業協同組合・企業組合の制度について
- ⑤ 法人と任意団体の違いについて 等

■ 派遣可能な専門家

- ① 弁護士
 - ② 中小企業診断士
 - ③ 行政書士
 - ④ 法人化されている商店街関係者 等
- ※専門家謝金・旅費の経費は本連合会が負担します。

■ 法人化によるメリット (一部抜粋)

- ・事業運営体制の継続や強化
- ・社会的地位、信用の確立
- ・構成員の意識向上
- ・組合活動の活発化
- ・多様な共同事業への取組み
- ・賦課金、分担金等による資金調達力の強化 等

商業機能強化事業

勉強会や講演会等の実施により商業機能の強化を図ります

アドバイザー派遣事業とは?

会員の商店会連合会等を対象に、まちゼミやエリアマネジメント等、商業機能の強化のための勉強会、講演会の開催、商店街運営の先進的な情報等を提供します。

■ 支援対象

会員の商店会連合会等。

■ 支援方法

商店会連合会等が抱える課題を踏まえて、今後活性化を図るための打開策や商業機能の強化を図ることを目的とした講演会や勉強会を実施する際の専門家を派遣します。

(相談内容や予算の執行状況等により、事業実施の可否について検討させていただく場合がございますので、事前に本連合会までご相談ください。)

■ 対象となるテーマ・内容例

- ① まちゼミについて
- ② エリアマネジメントについて
- ③ 個店の魅力upについて
- ④ ITツールによる情報発信・魅力発信力の強化について
- ⑤ 先進的事例について 等

■ 派遣可能な専門家

- ① 中小企業診断士
- ② 社会保険労務士
- ③ 行政書士
- ④ 商店街関係者
- ⑤ 実務経験者 等

■ 過去の開催内容 (一部抜粋)

- ・まちゼミでお店とまちのファンづくり
- ・中小商店のIT活用～新元号、キャッシュレス、消費税に負けないIT活用、WEB活用～
- ・成功店の秘訣～生活者に選ばれる店舗づくり～
- ・インバウンド客誘引の仕掛けづくりについて
- ・筆ペンPOP作成セミナー (実技あり) 等

指導事業

商店会等へ指導及び適切な支援策の紹介を行います

法人化促進事業とは?

商店会等を対象に、抱えている課題や今後の方向性の検討等、適切な指導を実施するとともに、商業施策の最適な導入提案をします。また、年に一度、県内商店会等を対象として講演会・パネルディスカッションを開催します。

■ 支援対象

千葉県内の商店街等。

■ 支援方法

商店街等が抱えている課題や今後の方向性の検討、活性化に向けた事業実施のための資金調達 (補助金や助成金) 等、様々な疑問や課題に対して本連合会の事務局が直接訪問し、指導若しくは支援策の紹介を行います。さらに、県内全域の商店会等を対象に、先進的事例や構造的な課題への対応策等を含めた、講演会・パネルディスカッションを行います。

※補助金や助成金の申請書作成は対象外です。

■ 過去の相談内容 (一部抜粋)

- ・イベント実施に活用できる補助金、助成金について
- ・街路灯のLED化等、ハード整備に活用できる補助金、助成金について
- ・ビジョン策定に活用できる補助金、助成金について
- ・若手リーダーの育成について
- ・視察先選定のための先進的な事例紹介 等





令和2年度 千葉県商業振興事業について

▶ 地域商業活性化コーディネーター派遣事業

■ 趣旨

地域商業の活性化に取り組む意欲のある商店街やグループ等が地域商業の課題解決に向けた計画づくりや活性化のための事業に取り組もうとする際に、コーディネーターを原則として無料で派遣します(年間10回まで派遣が可能です)。

■ 事業の内容

(1) 派遣対象

県内に活動の拠点を有する商店会、商業者グループ等

※派遣を希望する場合は、地域の商工会・商工会議所にご相談ください。

(2) 主なコーディネートの内容

- ① 商店街等のやる気の掘り起こし、活性化に向けた勉強会の立上げ、計画づくり
- ② 計画に基づく事業実施に係るアドバイス
- ③ 事業継続に向けてのアドバイス、フォローアップ

(3) コーディネーター

中小企業診断士、まちづくり実践者 など(コーディネーターの指名ができます。)

■ 費用

原則として無料(講師への謝金(33,000円)に加え、派遣に係る講師の

▶ 地域商業活性化事業補助金(施設整備事業)

■ 趣旨

地域商業の活性化を図るため、商工団体や商店街の計画等に基づく施設整備事業を支援します。

■ 補助対象事業

- 商店街等の計画に基づいて実施する施設整備事業

■ 事業実施団体

商工会・商工会議所、商店街団体(補助金交付先は商工会・商工会議所)

■ 補助率、補助限度額

補助率:対象事業費の1/3以内(空き店舗の活用に係るものは2/5以内)

※市町村からの同額以上の補助が必要

補助限度額:300万円

▶ 地域商業活性化事業補助金(活性化推進事業(新規的事業))

■ 趣旨

地域商業の活性化を図るため、商工団体や商店街の計画等に基づく新規的事業を支援します。

■ 補助対象事業

- 商店街等の計画に基づいて実施する事業

■ 事業実施団体

商工会・商工会議所、商店街団体(補助金交付先は商工会・商工会議所)

■ 補助率、補助限度額

補助率:対象事業費の1/3以内(空き店舗の活用に係るものは2/5以内)

※市町村からの同額以上の補助が必要

補助限度額:100万円

▶ 地域商業活性化事業補助金(活性化推進事業(連携事業))

■ 趣旨

地域商業が抱える課題を解決するために複数の団体が連携して取り組む事業を支援します。

■ 補助対象事業

地域商業が抱える課題を解決するために実施する地域商業活性化の取組であり、地域ならではの創意工夫や、新規的側面のある事業

■ 事業実施団体

商業者を含む複数の団体によるグループであること

【連携の例】

- ・商店街団体と、他の団体(NPO法人、まちづくり会社、学校、観光協会等)による連携グループ
- ・商店街同士の広域連携グループ

■ 補助金交付先

商工会・商工会議所、商店街団体、NPO法人等

■ 補助率、補助限度額

補助率:対象事業費の2/3以内 ※市町村からの補助は任意

補助限度額:100万円

▶ 訪日観光客商店街おもてなし事業(おもてなし支援事業)

■ 趣旨

東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、日本を訪れる外国人観光客を「おもてなし」の心で迎え入れるため、商店街が行う接客力向上や情報発信等の取組を支援します。

■ 補助対象事業

おもてなしのための講習会(外国人への接客やSNSでの情報発信の方法に関する講座等)、多言語商店街ガイド(アプリ)の作成、多言語マップの作成、免税制度に関するセミナー、訪日観光客のニーズ把握のためのモニターツアー など

■ 事業実施団体

商工会・商工会議所、商店街団体(補助金交付先は商工会・商工会議所)

■ 補助率、補助限度額

補助率:対象事業費の1/2以内 ※市町村からの補助は任意

補助限度額:300万円

■ 本事業の御活用にあたっての注意点

- ① 地域商業活性化補助金のうち、施設整備事業と活性化推進事業(新規事業)については、千葉市内の団体は対象外です。また、活性化推進事業(連携事業)については、千葉市内の団体は千葉市外の団体を主たる連携先としたグループの場合に対象となります。
- ② 地域商業活性化コーディネーター派遣事業を除く事業に関する令和2年度の募集期間は、11月2日(金)までです。なお、予算の上限に達した場合は募集を打ち切ります。

問合せ先

千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL.043-223-2824 FAX.043-227-4757

E-mailアドレス keiei2@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県商店街連合会の概要

名 称	千葉県商店街連合会
所 在 地	千葉市中央区富士見2丁目22番2号
電 話	043-306-3284
代 表 者	会長 伊勢田 政員
設 立	昭和47年4月6日
出 資 金	
会 員 数	10会員(商店会連合会)
役 員	理事20名・監事2名
事 業	(会長1名・副会長4名・常任理事6名) (1)アドバイザー派遣事業 (2)法人化促進事業 (3)商業機能強化事業 (4)教育情報事業 (5)指導事業 (6)連絡調整事業 千葉県や関係機関との連絡調整、会員交流会、県内外への視察 (7)建議具申等の事業 各経済団体と連名で中小企業活性化のための要望書を提出

■ 本連合会定款 抜粋

(会員の種類)

第5条 本会の会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する県内の各地区を代表する商店街連合会もしくは商店街団体。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する企業または団体。

千葉県商店街連合会 会員名簿

令和2年8月1日現在

千葉市商店街連合会 会長 伊勢田政員	〒260-0013 千葉市中央区中央2-1 千葉都市モノレール葭川公園駅内 TEL. 043 (221) 1533 FAX. 043 (221) 1533
松戸市商店会連合会 会長 田瀬 信一	〒271-0092 松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所 TEL. 047 (364) 3111 FAX. 047 (365) 0150
茂原市商店会連合会 会長 新沢 敏夫	〒297-0026 茂原市茂原443 茂原商工会議所 TEL. 0475 (22) 3361 FAX. 0475 (23) 7895
館山市商店会連合会 会長 角田 吉夫	〒294-0047 館山市八幡821 館山商工会議所 TEL. 0470 (22) 8330 FAX. 0470 (23) 4011
市川市商店会連合会 会長 武井 清健	〒272-0023 市川市南八幡2-21-1 市川商工会議所 TEL. 047 (377) 1011 FAX. 047 (377) 1048
船橋市商店会連合会 会長 鎌倉 龍男	〒273-0005 船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所 TEL. 047 (435) 8211 FAX. 047 (434) 9559
柏市商店会連合会 会長 笠原 輝幸	〒277-0011 柏市東上町7-18 柏商工会館 TEL. 0471 (63) 7421 FAX. 0471 (63) 5151
習志野市商店会連合会 会長 高橋 賢	〒275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード6F TEL. 047 (455) 1955 FAX. 047 (455) 1956
浦安市商店会連合会 会長 宇田川雄司	〒279-0004 浦安市猫実1-19-36 浦安商工会議所 TEL. 047 (353) 6088 FAX. 047 (353) 8401
佐倉市商店会連合会 会長 小川 勝寛	〒285-0811 佐倉市表町3-3-10 佐倉商工会議所 TEL. 043 (486) 2331 FAX. 043 (486) 5963